

参 考 資 料

- I 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿
- II 第3次基本計画の策定経過
- III 政令指定都市における刑法犯認知件数等
- IV 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
- V 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- VI 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例

I 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

【会 長】	よしだ 吉田	としお 敏雄	北海学園大学 名誉教授
【副会長】	さとう 佐藤	くにあき 邦昭	(公財) 北海道防犯協会連合会 専務理事
	くにもと 國本	りょう 亮	(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター副理事長
	くわはら 桑原	せつこ 節子	NPO法人 女のスペース・おん 相談支援員
	しのはら 篠原	みつまさ 光征	札幌市保護司会連絡協議会 会長
	たばた 田畑	りゅうじ 隆二	北郷親栄第一町内会 会長
	なめかた 行方	さちよ 幸代	(公社) 札幌消費者協会 副会長
	ばば 馬場	あきこ 暁子	北海道防犯設備士協会 副会長
	みずたに 水谷	まりこ 真理子	北海道CAPをすすめる会 事務局長
	みたに 三谷	さとみ 里美	公募
	みなかわ 皆川	さとし 智司	公募
	わだ 和田	もとし 基志	北海道絆menづくりプロジェクト 副幹事長

(五十音順・敬称略)

Ⅱ 第3次計画の策定経過

○ 第3次計画策定までの検討経過

第3次計画の策定に向けて、下表のとおりスケジュールで検討を進めました。その過程では、市が実施した「市民及び地域防犯活動団体に対するアンケート」の結果や、学識経験者、有識者、公募委員などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」からの答申をいただきました。

実施時期	札幌市の主な動向	市民・関係者等からの意見聴取等
平成30年12月	・犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する庁内調査	
平成31年1月		
2月		・市民及び地域防犯活動団体アンケート (安全安心なまちづくりに係る意識調査)
3月		・平成30年度第2回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (見直しの方針を決定)
4月		
令和元年5月		
6月		
7月		
8月		
9月	審議会に対し第3次計画案について諮問	
		・令和元年度第1回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (課題・見直し事項に係る意見聴取)
10月		・第2回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (見直し案についての検討)
11月		・第3回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (見直し案についての検討)

11月		・第2回市民アンケート (安全安心なまちづくりに係る意識調査)
12月		
令和2年1月		・第4回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (答申案の検討)
	審議会から第3次計画案に関する答申	
	・第1回庁内推進会議課長WG兼企画調整会議関係課長会議 (答申を踏まえた計画案の検討)	
	・第1回庁内推進会議兼企画調整会議幹事会 (答申を踏まえた計画案の検討)	
2月	・企画調整会議(庁内関係局長会議) (答申を踏まえた計画案の検討) ・市長・副市長説明 (第2次計画案の説明)	
第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画案決定		
3月		・札幌市議会財政市民委員会 (計画案について報告)
		・パブリックコメント (計画案の公表・市民意見の募集)
4月		・「市民意見と札幌市の考え方」公表 (パブリックコメントを踏まえた反映)
		・札幌市議会財政市民委員へ報告 (第2次計画の報告)
「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」策定・公表		

Ⅲ 政令指定都市における刑法犯認知件数等

平成 30 年の刑法犯認知件数を犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）で比較すると、札幌市は 20 政令指定都市中 13 位に位置しています。

政令指定都市の刑法犯認知件数（平成 30 年）

市名	人口 (H30.12.1現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯 合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
札幌市	1,966,717	5.96	13	11,718	69	1,248	7,686	375	391	1,949
仙台市	1,089,380	6.77	10	7,370	29	466	5,275	481	84	1,035
さいたま市	1,301,915	8.11	7	10,560	50	664	7,888	436	88	1,434
千葉市	977,911	8.58	6	8,391	51	466	6,259	355	89	1,171
川崎市	1,517,784	5.00	19	7,590	43	456	5,627	578	101	785
横浜市	3,740,944	4.67	20	17,464	134	1,327	12,093	1,698	223	1,989
相模原市	722,919	5.87	14	4,243	22	196	3,285	194	83	463
新潟市	800,273	6.21	12	4,968	24	361	3,570	206	38	769
静岡市	694,950	5.76	15	4,004	25	349	2,792	231	37	570
浜松市	804,931	5.24	17	4,216	18	376	2,840	200	60	722
名古屋市	2,322,250	9.69	2	22,514	118	1,729	15,680	939	173	3,875
京都市	1,469,295	7.94	8	11,660	57	724	8,624	513	143	1,599
大阪市	2,727,136	16.51	1	45,015	342	2,517	34,977	1,876	501	4,802
堺市	830,946	9.23	4	7,671	58	377	5,991	294	86	865
神戸市	1,527,390	8.78	5	13,407	94	1,522	8,656	811	162	2,162
岡山市	721,743	6.29	11	4,542	17	369	3,337	184	32	603
広島市	1,199,862	5.72	16	6,859	50	593	4,636	420	87	1,073
北九州市	945,219	6.88	9	6,504	44	796	3,967	286	109	1,302
熊本市	740,038	5.11	18	3,784	28	352	2,631	170	41	562
福岡市	1,582,154	9.43	3	14,916	80	1,152	10,870	574	255	1,985

IV 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

平成 21 年 3 月 30 日 条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 4 1 号）第 2 条第 1 項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 16 1 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する

資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行わ

れるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならぬ。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

V 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

札幌市条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除

に関する施策に協力するものとする。

（公共事業等に係る措置）

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（公の施設に係る措置）

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者に対する支援）

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（啓発活動）

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

（暴力団の威力利用の禁止）

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

（利益供与の禁止）

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

（個人情報収集及び提供）

第13条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第2条第2号

に規定する実施機関（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。以下「実施機関」という。）及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。

- 2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

VI 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る 勧誘行為等の防止に関する条例

最近改正 平成 28 年 6 月 3 日 条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

(性風俗店等での稼働等に係る勧誘行為の禁止)

第 2 条 何人も、市長の指定する区域（以下「指定区域」という。）内の道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公衆が出入りできる場所又は施設（以下「公共の場所」という。）において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は接待飲食等営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項の接待飲食等営業をいう。）、特定遊興飲食店営業（同条第 1 項の特定遊興飲食店営業をいう。）若しくは酒類提供飲食店営業（同条第 1 項第 4 号の酒類提供飲食店営業をいう。）において人に接する役務に従事するように勧誘すること。
 - (2) 性交若しくは性交類似行為又は自己の性器等（性器、こう門又は乳首をいう。以下同じ。）を見せ、自己若しくは他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせる行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(性風俗店等に係る誘引行為の禁止)

第 3 条 何人も、指定区域内の公共の場所において、不特定の者に対し、人の性的好奇心に応じて人に接する役務又はこれを仮装したものの提供について、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示し、若しくは公衆の目に触れるような方法で看板等を掲出して客を誘引してはならない。

- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(卑わいな広告物の掲示等の禁止)

第 4 条 何人も、指定区域内の公衆が見やすい屋外の場所（車両等を含む。）

又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であつて公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、性的好奇心をそそる、人の裸体、下着姿、水着姿、制服姿等の写真若しくは絵又は文言等を掲載した看板、ポスターその他の物品であつて、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し、又は推測させるものを掲示し、若しくは掲出し、又は配置してはならない。

(罰則)

第5条 第2条第1項、第3条第1項又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第6条 第2条第2項又は第3条第2項の規定のいずれかに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5条第1項又は前条第1項のいずれかの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第8条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第33号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。